

令和8年2月27本会議

◎議長(菅野修一議員)

皆さん、おはようございます。

これより、令和8年3月定例会を開会いたします。
出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、6番 大類好彦議員、7番 菅藤昌己議員、8番 畑中和恵議員、以上の3名を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

[議会運営委員長 星川 薫 議員 登壇]

◎議会運営委員長(星川 薫 議員)

おはようございます。議会運営委員会の審査の結果についてご報告申し上げます。

去る2月10日招集告示になりました今定例会に係る議会運営委員会を、2月16日午前10時から市役所会議室において開催し、当局から総務課長並びに財政課長の出席を求め、提出議案の概要を聴取するとともに、請願・陳情案件、一般質問の人員等を十分考慮しながら、会期及び議事日程について慎重に審査を行ったところであります。

まず、一般質問についてであります。発言通告書の提出については、申し合わせにしがたい、議会開会日の7日前までといたしましたが、本日の市長の施政方針及び提案理由の説明をお聞きした後、質問要旨の追加があれば、本日後5時まで追加を認めることにいたしました。

次に、議案の審議についてであります。補正予算議案6案件については、開会初日に審議することといたしました。

さらに、新年度予算議案6案件については、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することにいたしました。

なお、予算特別委員会における総括質疑は、先例により、1人30分の持ち時間を予算特別委員長を除き、各会派の人員に応じ、割り当てることにいたしました。

その結果、今定例会の会期につきましては、皆様方のタブレットに掲載しております会期日程表のとおり、本日から3月19日までの21日間とすることに、意見の一致をみた次第であります。

何とぞ、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げます、ご報告といたします。

◎議長(菅野修一議員)

お諮りいたします。ただ今、議会運営委員長の報告のとおり、会期は本日から3月19日までの21日間とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から3月19日までの21日間とすることに決しました。

なお、会期中における諸会議の予定につきましては、会期日程表をタブレットに掲載しておりますので、ご了承願います。

次に、日程第3、諸般の報告であります。事務局長に報告いたさせます。

◎事務局長(菅原幸雄君)

諸般の報告をいたします。青のフォルダー、諸般の報告をご覧いただきたいと思っております。

最初に、監査委員より議長あてに、地方自治法第199条第9項の規定により、12月、1月に実施しました定例監査の結果報告について、次に1月に実施しました、財政援助団体等の監査の結果について、同法第235条の2第3項の規定により2月に実施しました、例月出納検査の結果報告についてそれぞれ、タブレットに掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、12月定例会以降、今定例会までの「尾花沢市議会事務処理報告書」のとおりでありますので、ご了承願います。

最後に、令和7年度に実施した各常任委員会、議会運営委員会ほか、任意委員会の行政調査についてその報告書をとりまとめ、タブレットに掲載しておりますので、ご参照願います。以上で、報告を終わります。

◎議長(菅野修一議員)

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、議案の上程を行います。

日程第4、議第3号「令和7年度尾花沢市一般会計補正予算(第12号)」から、日程第24、議第23号「尾花沢市過疎地域持続的発展計画について」までの21案件を一括上程いたします。

これより、令和8年度施政方針並びに提案理由の説明を求めます。市長。

[市長 結城 裕 君 登壇]

◎市長(結城 裕 君)

皆さん、おはようございます。

令和8年3月定例会の開会にあたり、市政運営に対する基本的な考え方と主な施策の概要を申し上げます。

議員の皆さまにおかれましては、本市の発展と市民福祉向上のため、日夜ご尽力いただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

さて、本市におきましては、穏やかな年明けとなりましたが、1月22日からの大雪により状況が一変し、翌23日には豪雪対策本部を設置いたしました。さらに2月3日には、市内5地区における平均積雪量が2m30cmに達し、過去10年で最大級の豪雪となりました。これにより、住宅の倒壊等による生命・身体への重大な危険が生じる恐れがあったため、2月5日には災害救助法が適用されたところであります。

この法適用に基づき、従来の豪雪対策本部を、より緊急性の高い豪雪災害対策本部へと移行し、市民の皆さまの安全、安心を確保するため、現在も全庁一丸となり、総力を挙げた対策を講じております。

はじめに、我が国の令和8年度一般会計予算の概要について申し上げます。国においては、昨年12月16日に成立した令和7年度補正予算に続き、切れ目なく強い経済を実現するため、昨年12月26日、過去最大となる総額122兆3,092億円の令和8年度一般会計予算案を閣議決定し、現在、国会において年度内成立を目指して審議がなされております。

この国の予算案においては、経済、物価動向等を適切に反映しつつ、複数年度の取り組みや歳出構造の平準化に向けた取り組みを推進し、「こども・子育て」、「GX(グリーン・トランスフォーメーション)」、「半導体」などの重要政策に予算が重点的に配分されております。あわせて、財政規律にも配慮しつつ、強い経済の実現と持続可能な財政の両立を図りながら、諸課題に的確に対応することとされています。

こうした情勢を踏まえ、令和8年度の本市における市税の見直しについて申し上げます。

はじめに、個人市民税につきましては、県内の景気動向や農業所得の増加を背景に、前年度を上回る増額を見込んでおります。また、固定資産税及び都市計画税につきましては、人件費や資材価格高騰の影響により、住宅新築、増築件数ともに少ない状態が続いているため、前年並みを見込んでおります。

市税は本市自主財源の根幹をなすものであります。そのため、スマートフォンを活用した申告やキャッシュレス納付を促進するとともに、夜間の納税相談等も継続し、申告から納付まで、市民に寄り添った納税環境の整備に取り組んでまいります。

それでは令和8年度の主要事業について申し上げます。令和8年度は、第7次尾花沢市総合振興計画にお

ける後期基本計画の初年度にあたります。これまでの前期計画での成果をさらに発展させ、本市の将来像である、「このまちで ともに生きる しあわせな時を刻むまち」の実現に向け、5つの基本目標を政策の柱として各種事業を展開してまいります。

第1の柱は、「産業振興、キラリと光る産業のまち」です。農林業については、国際情勢の不安定化や気象変動等の影響による相次ぐ自然災害に加え、人口減少、高齢化に伴う担い手不足など、大きな変革期にあります。こうした中、本市の農業を確かな形で未来に引き継ぐため、現場感覚を研ぎ澄ませ、経済情勢を注視しながら、安定的な生産体制の維持・拡大を目指す営農意欲の高い経営体を継続して支援してまいります。

水田政策については、一昨年来続く「令和の米騒動」の影響により、昨年の米の価格は史上最高価格を記録し、生産者にとりましては喜ばしい反面、肥料、資材等の高騰により、不安定な稲作経営が続いております。

国では、令和9年度から水田政策を根本的に見直し、水田活用の直接支払交付金を、水田、畑の区分を問わず、作物ごとの生産性向上へ転換する方針が打ち出されました。今後示される詳細を注視し、関係団体と一丸となり、安定的な経営と所得向上に結び付く対策を講じてまいります。

地域計画については、令和7年3月に市内全域を網羅する旧町村5地区での計画が策定され、内容をさらに精査・深化するため、昨年11月から旧人農地プランの35集落単位での話し合いを開催し、見直しを行ってまいりました。今後も5地区における対話を継続し、農地の集積、集約化や担い手確保など、それぞれの地域が描く未来の実現に向け、農業委員や農地利用最適化推進委員、関係機関と連携して取り組んでまいります。

そば生産振興協議会では、原種最上早生の品質を厳格に守るため、高地にある宝栄牧場の一角を活用し原種維持に励んでおられます。また、令和6年度には最上早生を原料にした「尾花沢そば」が地域団体商標に登録されたので、これを契機と捉え、栽培技術の研鑽のほか、おくのほそ道尾花沢そば街道など、関係者と行政が一体となり尾花沢そばブランドの知名度向上と消費拡大に取り組んでまいります。

本市を代表する「尾花沢すいか」は、令和6年度より出荷量が増加したことに加え、平均単価も過去最高額で取り引きされるなど、極めて高い評価をいただいております。今後も生産者支援を政策の軸に据え、関係団体との結束を強め、夏すいか生産量日本一のブランドを不動のものとするよう全力を尽くしてまいりま

す。そのため、3年目を迎える尾花沢すいか農学校を中心に、県内外から就農希望者を積極的に受け入れ、栽培技術の習得はもとより経営能力の向上に至るまで、就農アドバイザーの配置などにより支援体制を強化し、若手農業者の育成に注力いたします。あわせて、女性が生き生きと活躍する「女性農業者団体COCEL（コシェル）」のような方々を広く発信することで、担い手確保にも努めてまいります。

畜産については、本市が誇るブランド牛「雪降り和牛尾花沢」は、市場で高く評価されており、枝肉購買者はもとより、首都圏有名スーパーや多くの飲食店で取り扱いをいただいているところであります。一方、物価高による節約思考の影響を受け、高価格帯の牛肉需要は減少しており、畜産業界を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。堆肥センターのリニューアルなどを実施しながら、生産基盤の安定化を図ってまいります。

こういった生産者の皆さまの高い肥育技術と弛まぬ努力により、三大和牛を凌ぐ美味しさと評価される雪降り和牛尾花沢を、今後もより多くの消費者に届けられるよう、昨年12月に農林水産省の地理的表示保護制度（GI）へ登録申請を行いました。また、11月に雪降り和牛尾花沢アンバサダーとしてアル・ケッチャーノ、オーナーシェフ奥田政行氏に就任していただいておりますので、レストランでのフェアの開催や新商品の開発、さらにはGIの正式登録により、国内だけでなく海外へも広くその魅力を発信してまいります。

有害鳥獣については、農作物被害を未然に防ぐため、新たに猟友会へ加入される方への奨励金の支給や銃器・わな等の購入支援を継続し、初期投資の負担を軽減することで最前線を担う狩猟者の確保を図ってまいります。また、昨年はクマの出没が相次いだことから、地域ぐるみによる有害鳥獣被害防止対策推進事業をさらに拡充してまいります。簡易電気柵の設置補助や追払い用花火の無償配布のほか、地域を守るプロフェッショナルであるガバメントハンターの育成、確保にも注力してまいります。猟友会と地域、そして行政が三位一体となった取り組みを強化し、市民の皆さまの安全な暮らしと農家の皆さまが意欲を持って営農に励むことができる環境を構築してまいります。

商工業ならびに観光業においては、原材料費やエネルギー価格の高騰に加え、人手不足の解消に向けた人件費負担の増加など、事業を維持、運営していく上で厳しい局面が続いております。こうした状況を打開するため、市におきましても商工観光課内の組織を見直

し、商工業への支援体制を強化していく考えであり、新たに起業する方への支援も強力に後押ししてまいります。あわせて、銀山温泉等の観光資源を核に、交流人口の拡大が地域全体の消費や雇用へ波及する好循環を生み出し、持続可能な地域経済の実現を目指してまいります。

商業の振興については、商工会や商店街協同組合と緊密に歩調を合わせ、プレミアム付き商品券発行业や、商店街での催事への支援、尾花沢もっとまるだし未来まつりの開催支援などを通じ、単なる回復に留まらない賑わいづくりに注力してまいります。そのため、新たな事業として、商工会青年部への活動支援を展開してまいります。若手経営者による柔軟な発想と行動力を後押しすることで、次代を担う若者の定住促進と、活気あふれる商店街づくりを推進してまいります。

工業の振興については、企業懇談会をはじめとする関係団体との共同事業として、各種セミナーの開催や、資格取得、人材育成への支援を継続し行ってまいります。加えて、戦略的経営の推進や市内企業間の相互協力の輪を広げ、本市の強みである高付加価値な「ものづくり」を核とした地域産業の構築に努めてまいります。

観光の振興については、昨年の訪日外国人客数が推計4,270万人と過去最多を記録したと、本年1月に日本政府観光局より発表がありました。こうした中、アメリカの有力旅行メディア「ナショナルジオグラフィック」が選ぶ、2026年に行くべき世界の旅行先25選において、国内で唯一山形県が選出され、その中で蔵王や山寺、銀山温泉などが、記憶に残る素晴らしい場所として極めて高い評価を受けたことは、本市にとりまして大きな誇りであります。

今後も訪日外国人客の増加が見込まれますので、観光客の受入体制強化と本市特有の魅力づくりを加速させてまいります。特に銀山温泉においては、将来にわたる景観の保全や付加価値の創出に向けて、持続可能な観光財源のあり方検討を継続してまいります。あわせて、観光客が地域の文化や環境を尊重し、より深く地域に貢献する考え方「レスポンシブル・ツーリズム（責任ある観光）」の普及についても、先進事例を参考に検討を重ねてまいります。加えて、温泉街にある遊休施設等の利活用も視野に、観光客の満足度を高められる受入環境整備を支援してまいります。これらを通じて、国や県、関係団体との連携を一層深め、安全確保と滞在価値の向上を図りながら、持続可能な観光地域づくりを推進してまいります。

さらには、先にご紹介した「ナショナルジオグラフィック」でも言及された「花笠音頭」や、市民の誇りである「おばなざわ花笠まつり」の魅力を国内外に発信し、まつりなどを通して地域の伝統を次世代へ継承していくことができるよう、持続可能な体制づくりを後押ししてまいります。

徳良湖周辺の環境整備については、徳良湖周辺整備マスタープランに基づき、造成が完了した芝生広場の有効活用を図りながら、市民の憩いの場と観光交流拠点としての機能強化を目指してまいります。

雇用環境に目を向けますと、ハローワーク村山管内の昨年7年12月における有効求人倍率は1.17倍となり、前年同月を0.05ポイント上回っております。山形労働局の基調判断においても、「県内の雇用情勢は、持ち直しの動きに弱さがみられる。」と示されていることから、物価高騰が雇用に与える影響を含め、社会経済情勢の変化を注視してまいります。

企業においては依然として人材確保は厳しい状況にあり、特に建設、製造、物流、宿泊、介護・福祉の各分野における人手不足は喫緊の課題であります。とりわけ、若い世代の人手不足は顕著であり、昨年、令和7年12月時点の高等学校卒業予定者に対する管内求人数397名に対し、求職者数は67名に留まっております。これらを踏まえ、新卒者の地元就職や若者の定着・回帰を促進するため、じもと就職応援スタートアップ事業激励金の周知を徹底するとともに、市内企業の魅力や情報を積極的に発信してまいります。あわせて、小中学生から大学生まで、各世代を対象とした職場体験学習やインターンシップの受け入れ、尾花沢もっとまるだし未来まつりでの職業体験等の開催を支援し、幼少年期から市内企業の良さに触れるキャリア形成の支援に努めてまいります。さらに、少年・少女発明クラブの活動を通じて、小学生に創意工夫を凝らす「ものづくり」の楽しさを体感する機会を提供し、デジタル社会を担う芽を育ててまいります。

また、深刻な人手不足への対応として、外国人材の採用が進む一方で、受け入れ企業からは、言葉の壁による円滑な意思疎通の難しさや、文化・習慣の違いによる課題も寄せられております。そのため、市では、日本語スキルの向上とビジネスマナー習得を目指した日本語教室を引き続き開催してまいります。こうした支援を通じ、市内企業の生産性向上を図るとともに、多様な文化や価値観を持つ人々が互いに認め合い、ともに活躍できる共生社会の実現を目指してまいります。

第2の柱は「子育て、教育、ふるさと愛を育むまち」

です。

本市の未来を担う子どもたちの健やかな成長とご家族の幸福を願い、地域全体で子育てを応援するまちづくりを推進してまいります。そのため、お子さんの誕生時に、お祝い金10万円と記念品を贈呈し健やかな成長を願うとともに、新たな家族の誕生を市を挙げてお祝いしてまいります。

また、尾花沢で新たな人生の一步を踏み出される新婚世帯に対しましても、新生活を応援する結婚お祝い金10万円を贈呈し、生活基盤の構築を支援してまいります。

保育事業については、市内保育施設6園における令和8年度入所予定児童は、1月末現在で203名となっております。これは昨年同期と比較して41名の減となりますが、児童一人一人の個性を尊重し、明るくのびのびと丈夫で豊かな人間性を備えた子どもへと成長できるように、保育料の無償化を継続しつつ、質の高い保育環境を提供してまいります。また、体験型事業である、あたたかい子育て応援事業を実施し、本市ならではの体験を通して子どもたちの郷土愛を育ててまいります。さらには、民間施設を活用した、子どもの居場所づくりへの支援を新たに始めるほか、尾花沢市こども家庭センターを中核として、子どもとその家庭の福祉に至るまで、一体的かつ切れ目のない支援体制を確立してまいります。

具体的には、全ての妊産婦が安心して出産・子育てができるよう、「妊婦支援給付」と「妊婦包括相談支援事業」に加え、令和8年度からは妊婦健康診査費用の助成額を拡充するほか、多胎児妊婦健診費用の助成や妊婦のインフルエンザ予防接種費用助成を行ってまいります。また、すべてのおおさまの健やかな成長を支援するため、乳幼児健診や5歳児健診を継続実施するとともに、新たに1カ月健診費用の助成を行います。これにより、子どもの成長と発達段階に応じた適切な支援の充実を図ってまいります。

教育関連施策については、尾花沢市教育等の振興に関する大綱に掲げる各施策を教育委員会と共に推進し、基本目標である「尾花沢のしあわせな未来を担う 人材の育成」の実現に向け取り組んでまいります。

特に、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもたちが等しく健やかに成長できるように、小中学校の学校給食費無償化を今後も継続してまいります。これにより、食を通じた心身の健康づくりを土台とした、安心して学び、成長できる環境を支えてまいります。

統合小学校建設事業については、積雪状況を見極め

つつ、3月中の工事再開を予定しております。まずは基礎工事に着手し、令和9年10月の完成を目指し、一步一步着実に歩みを進めてまいります。これに並行して、学校林の製材加工業務についても、建築工事の進捗にあわせて部材を納入できるよう、関連事業者の皆さまと調整しながら進めてまいります。さらに、新設「尾花沢小学校」の開校に向け、児童や保護者の皆さまが不安を抱くことなく、大きな期待をもって開校の時を迎えられるよう、学校統合推進専門員を配置し、学校や地域との更なるきめ細やかな協議を重ねてまいります。また、新しい校歌の完成に向けた準備も併せて進めてまいります。

本年4月をもちまして、79年という長きにわたり地域に愛され、歴史を刻んできた福原中学校が尾花沢中学校と統合いたします。新たにバス通学となる福原地区生徒の登下校における安全確保に万全を期すことはもとより、新しい仲間との学校生活がより豊かなものとなるよう、教育委員会とともに最大限のサポートを行ってまいります。学校教育については、「基礎学力の育成」、「英語教育の推進」、「ふるさと愛の醸成」を重点施策とし、夢・志教育の充実により、未来の尾花沢の創り手となる子どもたちの育成に努めてまいります。

基礎学力の育成では、リーディングスキルテストによる読解力分析を活用し、学力向上の在り方について先進的に実践を重ねている有識者を招聘し、校長会や市学力向上対策委員会とともに研究してまいります。また、英検、漢検、数検の検定料助成や学習の場を提供する尾花沢寺子屋の実施により、子どもたちの自主的な学びへの意欲を喚起してまいります。

英語教育の推進では、ALT3名の配置を活かし、イングリッシュ・キャンプの開催や授業公開、教員の英語力スキルアップ研修を通じて、児童生徒の英語力の向上に努めてまいります。

ふるさと愛の醸成では、F-Tスクールによる地域学習や、各界で活躍する先輩から学ぶキャリア教育などを引き続き実施してまいります。また、全国で行われている部活動改革についても、本市の実情に即した体制の構築を模索しながら、スポーツのみならず文化活動についても積極的に推進してまいります。

生涯学習、公民館活動については、市民一人一人が心豊かで充実した人生を享受できるよう、多種多様な学びや文化活動への支援を強化してまいります。あわせて、同じ趣味を持つ方々の集いや推し活などによる、若者を中心とした新たな出会いを応援していきます。

また、学校・家庭・地域との連携を通じて地域人材や地域資源を活用した青少年の体験・交流活動を実施し、地域愛の醸成と青少年の健全育成を推進してまいります。

学習情報センター悠美館については、多角的な視点から施設の価値観を再構築できるようリノベーション検討委員会において話し合いを重ね、「居心地の良い悠美館、訪れたい悠美館」としての再生を目指します。また、文化体育施設サルナートについては、計画的な施設改修により長寿命化を進め、安全で快適に利用できる環境を整えてまいります。

国指定史跡延沢銀山遺跡については、次世代への継承に向け、今年度から策定に取り組んでいる「延沢銀山遺跡保存活用計画」を令和8年度に完成させ、保存と活用の指針を明確にしてまいります。細野地区の谷地橋遺跡では、県内内陸部では希少な弥生式土器が出土しており、今後調査を進めていきます。こうした歴史的財産を守り伝えるため、新たに文化財キーパーを設置いたしました。このような専門的人材を配置することにより、尾花沢の豊かな歴史を後世に繋いでまいります。

スポーツ振興については、5月3日に第50回となる全国花笠マラソン大会を開催いたします。ウォーキングの部を含め1,100名の定員としておりますので、全国から多くの方をお迎えすることで、交流の輪が広がることを期待しております。

第3の柱は「健康、医療、福祉、健康長寿と絆のまち」です。

健康関連施策については、「健康おばね21第3次運動計画」及び「尾花沢市自殺対策第2次計画」に基づき、健康寿命の延伸と自殺者ゼロの実現に向けた取り組みを推進してまいります。

令和8年度は「第4次尾花沢市食育推進計画」の初年度にあたります。「食がはぐくむ元気な尾花沢」を基本理念に掲げ、食を通じた健康な「体」づくり、豊かな「心」づくり、元気な「まち」づくりの3つの視点から、健やかな生活を支える施策を展開してまいります。

健診増進事業については、若年層における血圧、血糖、脂質異常の有所見率が高く、未治療のまま放置しているケースも散見されます。市民の皆さまが自らの身体状況を正しく理解し、生活習慣改善の必要性を認識した上で、重症化予防につながるよう、保健指導に取り組んでまいります。

加えて、市体育館のトレーニングマシンの更新を計

画的に行い、市民の皆さまが主体的に運動に取り組める環境を構築することで、心身両面からの健康増進を推進してまいります。

高齢者の皆さまへの健康支援については、心身の特性に応じたきめ細やかな支援として、引き続き高齢者の保健事業と介護予防を一体的に行い、高齢者が地域で健康的な生活を送れるよう関係団体等と連携しながら取り組んでまいります。

予防接種事業については、国の制度改正に伴い、令和8年度から新たに妊婦へのRSウイルス予防接種が定期接種となります。接種体制の確実な確保と迅速な情報提供、接種勧奨に努めてまいります。

中央診療所については、尾花沢市中央診療所将来ビジョンに基づき、医療機能の向上や経営基盤の強化、及び北村山公立病院との連携に向けた取り組みを進め、市民に信頼され愛される医療機関を目指してまいります。医療人材の確保に向けては、引き続き、医師の招聘活動に全力を注ぐとともに、関係機関に対し派遣要請を行ってまいります。あわせて、看護師等についても計画的な採用に努め、診療体制の維持向上を図るとともに、医療機器の更新や施設・設備の適切な維持管理を進め、良質な医療サービスの提供を行ってまいります。

高齢者福祉、地域福祉については、住み慣れた地域で互いに支え合いながら暮らし続けられるよう、市民に寄り添った福祉サービスを展開してまいります。特に、65歳以上で運転免許を返納した方が利用できる高齢者おもしろタクシー券については、マイナンバーカードにタクシー券を紐づけした電子タクシー券が好評でありますので、今後とも事業の継続を図りながら、高齢者の外出を支援してまいります。

また、地域福祉協力員が要援護者を支える福祉ネットワーク事業や、高齢者が気軽に集える、「お茶飲み会」の開催を継続して支援し、高齢者の居場所づくりの創出や共に支え合う地域共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。

介護保険事業については、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期介護保険事業計画等の最終年度にあたります。「安心してゆとりある生活ができるまちづくり」の基本理念のもと、高齢者の実情を踏まえた中長期的な視点に立ち、高齢者福祉のさらなる充実と、持続可能で安定した制度運営に努めてまいります。

障がい福祉については、「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」及び中間見直しを行

った「障がい者計画」に基づき、国や県の動向を的確に捉えた施策を展開してまいります。障がい者の日常生活や社会生活に寄り添った総合的な支援が行き届くよう、関係機関や事業所と連携した福祉のまちづくりを推進してまいります。

また、市単独のきめ細やかな支援として、「きこえはつきり事業」を継続実施いたします。難聴によるコミュニケーションの障壁を解消し、社会参加の促進と健康長寿の延伸につなげるため、引き続き、市民の「聞こえ」の不安に寄り添った支援を行ってまいります。

第4の柱は「都市基盤・住環境暮らしやすく 住み続けられるまち」です。

雪対策については、本年、未曾有の豪雪に見舞われ、去る2月5日には災害救助法が適用され極めて深刻な事態となりました。この非常事態にあつては、倒壊するおそれがある住宅の屋根の雪下ろしを緊急措置的に行ったところであります。

今後とも、近年需要が高まっている敷地内除雪への除雪券による「公助」を継続しつつ、市除雪ボランティアセンターを核とした、市内中学生や地域における「共助」、さらには市外からのボランティア受け入れ体制の構築を支援してまいります。

道路・橋梁関係については、令和4年度に東北中央自動車道の福島市から新庄市までが開通したことにより、隣接する道の駅尾花沢においても利用者数・売上げ共に好調に推移しております。今後も多くの方に利用していただけるよう、要望のあるトイレの増設について国に強く働きかけるなど、更なる利便性の向上に努めてまいります。

一般国道347号については、両県を結ぶ幹線道路として市民生活の基盤であり、沿線地域発展の重要な役割を担っております。平成28年の通年通行開始以来、宮城県側との往来も拡大しており、冬期間も含め安全な通行が確保されております。両県をはじめ関係機関と連携し、令和4年度に着手した母袋バイパスの整備促進とともに、昨年度から着工している鳴瀬川ダム建設事業の進捗を鑑み、冬期間も含めた24時間通行に向けた安全対策の強化を国・県に要望してまいります。

また、各地区の座談会を通じて、流雪溝整備や狭隘路線の改良、舗装補修など、多くの要望を頂戴しております。これまで同様、継続事業の加速化と新規要望箇所への対応など、緊急度合や優先順位を定め計画的に事業を推進してまいります。

橋梁等の道路インフラ対策については、「橋梁長寿

命化修繕計画」に基づき、早急な対応が必要な橋梁から着手いたします。具体的には、国の交付金を活用し、行沢橋の更新事業や岩谷沢橋などの橋梁補修事業を進めてまいります。

除排雪対策については、除雪情報提供システムを活用した「除雪の見える化」や、住宅の間口にできるだけ雪を置かないような、きめ細かな対応に努めてまいります。さらには「流雪溝の見える化」についても、民間事業者との実証試験を継続しながら内水氾濫などの二次被害の防止を図っていく考えであります。また、令和8年度は、除雪ドーザ1台を更新し、持続可能な除雪体制を構築していくとともに、集落等雪対策支援事業費補助金や地域一斉除排雪事業、生活道路除雪費補助金など、雪に関する官民一体となった克雪対策を継続してまいります。

都市計画・住宅政策については、令和3年度に策定した「第2次尾花沢市都市計画マスタープラン」及び「尾花沢市立地適正化計画」の見直しを図り、市民が安心して快適に暮らせるようまちづくりを進めてまいります。

空家対策については、令和5年度から始めた「老朽空き家除却事業」の補助金を増額するとともに「不良住宅除却事業」を継続することで、不良住宅の発生抑制と周辺住民の安全確保に資するよう、空き家の解体促進を図ってまいります。また、好評をいただいている住宅リフォーム支援事業についても、引き続き実施していく考えであります。

消防防災については、大地震や豪雨など予期せぬ大規模自然災害に対し市民の防災意識の高揚を図るとともに、多様化する災害に迅速に対応するため、最新技術を活用した消防防災DXを推進してまいります。

令和8年度は、解析用パソコンを含む消防活動用ドローンを新たに導入いたします。これにより、土砂崩れや火災現場など隊員が立ち入り困難な危険区域を上空からリアルタイムで把握するだけでなく、赤外線カメラによる夜間の行方不明者捜索や、高度な3Dマッピング機能を用いた被害状況の迅速な解析が可能となります。

ドローンの導入により、現場指揮官の的確な意思決定を支える「空からの目」として、二次災害の防止や救助時間の短縮、さらには市民の生命と財産を守るための、より高度な消防・防災体制の構築が期待されるものであります。

救急業務においても、マイナンバーカードの医療情報を活用するマイナ救急事業について、今年度までの

実証実験を踏まえ、本格運用を開始いたします。本事業については、高齢者世帯や一人暮らしの方の救急要請において、瞬時に正確な医療情報を把握することが可能となり、現場滞在時間の短縮はもとより、搬送中のご本人への聞き取り負担を軽減し、迅速な搬送につながるなど、さらなる救急体制の強化が図られるものと期待しております。

また、引き続き消防水利の計画的な整備を進め、大規模地震や住宅密集地での火災に備えるため、耐震性貯水槽の整備や古い消火栓の更新を計画的に行い、火災に対する備えを万全にしております。

消防団については、消防団再編計画に基づき小型動力ポンプ付軽積載車を増台するとともに、消防団の機動力の向上を図り、初動体制の強化と恒常的な地域防災力の強化に取り組んでまいります。

防災対策については、「自分の身は自分で守る」を念頭に、自主防災組織の活動強化に努め、自助・共助・公助が相互に連携する取り組みを引き続き推進してまいります。

令和7年度は、幸いにも大雨による大規模な災害は発生しませんでした。世界的な異常気象を背景とした近年多発している自然災害に対応するため、自主防災組織の災害対応能力を向上させ維持していくことが喫緊の課題であります。そのため、令和8年度は、地域防災計画の改定に着手してまいります。また、本年10月4日には尾花沢地区を会場とした市の総合防災訓練を開催し、有事を想定した実践的な訓練を実施することで市民一人一人の防災意識の醸成と組織間の緊密な連携強化を図ってまいります。さらに、地区での研修会や出前講座を引き続き実施するとともに、地域の防災力を高める防災士の育成や防災資機材の購入支援など、自主防災組織向上支援事業補助金や自主防災組織資機材購入事業補助金を活用した伴走支援を展開してまいります。

防災対策のDX推進については、昨年発生した新町中央付近火災を教訓とし、令和7年4月に公開したハザードマップWEB版へ消火栓や防火水槽などの消防水利を表示するとともに、山形県が提供する避難所運営を支援するやまがた安心ポータル「やまもり」も活用していく考えであります。

空き家対策については、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、特定空き家等の調査を計画的に進め、代執行制度の活用も視野に入れた解決策を図る一方で、市の窓口においても転出等に際し、空き家になる建物を「空き家・空き地バンク」への登録に誘

導するなど、空き家を発生させないための市内連携を強化してまいります。

特に近年は、物価高の影響から中古住宅の需要が高く、空き家等への問い合わせや成約実績も伸びております。今後は、「終活」を見据えた空き家セミナーも開催しながら、将来の空き家化を防ぐ対策を促すとともに、解体時に活用できる補助制度を広く周知することで、管理不全な空き家の発生と増加を抑制してまいります。

公共交通については、現在、実証運行を行っております「まちなか交通 のらっしやい」について、運行時間の拡大など市民の皆さまの声を反映しながら、令和8年10月の本格運行開始に向け取り組んでまいります。また、交通空白地域となっている3集落を「おぼくる」の対象地域に加えるとともに、新たに土曜日の運行を開始するなど、市内の公共交通の更なる利便性の向上を図りながら、誰もが安心して利用でき住み続けられる持続可能な公共交通の実現を目指してまいります。

交通安全対策については、引き続き関係団体と連携し、子どもや高齢者を重点とした啓発活動を展開するとともに、市独自の運転免許返納支援を継続し、交通事故の未然防止に努めてまいります。

防犯対策については、防犯カメラの設置や消費生活相談窓口の運営を通じ、犯罪の抑止と消費者被害の未然防止に努めてまいります。特に、深刻な社会問題となっている特殊詐欺被害を食い止めるため、警察署等の関係機関と緊密に連携し、市民の安全な暮らしが守られるよう取り組んでまいります。

ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みとして、再生可能エネルギー設備導入事業費補助金を活用し、家庭や事業所の設備導入に引き続き支援してまいります。

また、本市の豊かな水資源を活用した小水力発電については、今年度24の一級河川を対象に調査しましたところ、隴気川上流部の細野エリアが最適であると判断されました。今後は、地元の皆さまと連携しながら小水力発電の実用化に向け、鋭意取り組みを進めてまいります。

水質保全を図る対策については、公共下水道事業、又は農業集落排水事業への恒常的な利用継続を促してまいります。さらに、水質汚濁防止対策とした単独処理浄化槽から合併浄化槽への転換について、浄化槽設置整備補助事業を活用しながら推進してまいります。

簡易水道事業については、老朽管の布設替えによる

耐震化を計画的に進め、安全な水の安定供給を図ってまいります。さらに、物価高騰の影響を受けている市民の皆さまや事業者の負担軽減を図るため、水道料の基本料金を減免し、安定した生活と事業継続を支援してまいります。

第5の柱は、「協働・行財政 笑顔の花咲く交流と協働のまち」です。

ふるさと納税については、令和8年2月1日現在、約8万9,000件、金額にして18億円にのぼる多大なるご寄附をいただいております。これは前年同月比120%という極めて高い伸びを示すものであり、本市を応援してくださる皆さま方の温かいご厚志に深く感謝申し上げます。

今後も本市の魅力と誇るべき特産品を積極的にPRするとともに、関係機関と連携し返礼品のさらなる充実を図ることで、当面は20億円の突破を、さらには将来的な30億円の達成を目指し、尾花沢ファンの拡大に取り組んでまいります。

また、地方創生の強力な原動力となる企業版ふるさと納税については、私自身が直接企業へ足を運び、トップセールスを展開してまいります。東京で開催されます首都圏尾花沢会などのあらゆる機会を捉え、本制度の意義と本市の可能性を強く働きかけることで、自主財源の確保はもとより、企業との連携による地域活性化の相乗効果を最大限に引き出してまいります。

移住・定住については、令和8年度からスタートする「第10次ふるさと暮らし応援事業」を強力に推進してまいります。特に、宅地や空き家の購入に際しては、移住者だけでなく市民の皆さまにも子育て加算を拡充するほか、家庭用除雪機の購入助成も増額し、誰もがこの街で安心して暮らし続けられる環境づくりに取り組んでまいります。あわせて、首都圏在住者に向けた農業体験などの移住推進事業の実施や、県内学生を対象とした市内企業での職場体験なども行いながら、将来の定住、Uターンを見据えた取り組みを展開してまいります。

地域おこし協力隊については、現在1名の隊員が移住支援コーディネーターとして活動しております。2年目となる令和8年度も、移住体験ツアーの企画や地域コミュニティの発展に向けた企業と子ども達のマッチングを予定しておりますので、今後とも隊員の活動をバックアップしてまいります。

また、今年度から進めております特定地域づくり事業協同組合の事業についてですが、現在、組合では県の認可取得に向けた手続きをすすめており、その後、

担い手となるマルチワーカーを市内外へ募集する予定と伺っております。今後の事業開始に際しては、ルールに則した財政支援などサポートに努めていく考えであります。

地区公民館については、地域課題の解決に市民と行政が共に取り組む「協働の拠点」として、魅力ある公民館づくりを推進してまいります。そのため、各集落や地域団体の自主的な活動を後押しするとともに、市民自らが創り出す持続可能な地域づくりの実現に向け、集落支援員制度の活用実績などについて調査研究を継続し、地域を担う未来の人づくりに取り組んでまいります。

市民の皆さまとの対話につきましては、「市長と語る会」を開催し、身近にある、さまざまな課題について意見交換をさせて頂くなど、地域との話し合いを継続してまいります。また、移動市役所を活用し皆さまのお近くにお邪魔するなど、さまざまな手段で引き続き対話をさせていただきます。

行財政運営の最適化については、尾花沢市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の適正な施設数や規模の見直し、跡地等の有効活用を計画的に進めてまいります。

そのため、本年4月の福原中学校の閉校、そして令和10年度に予定されている5つの小学校の統合に伴う「空き校舎」のあり方についても、地域において将来の姿を熱く語り合い、その情熱のもとで導き出されました「地域自らが主役となる利活用」に対し最大限の支援を行ってまいります。

市民と市役所を繋ぐ自治体DXについては、令和8年度予算の編成において、新たに「DX・デジタル技術の活用」を重点施策枠として設け、予算を重点配分いたしました。

具体的な取り組みとしては、移動市役所やスマート申請システムに加え、市公式LINEの機能を大幅に拡充し、行政手続きのスマート化や防災情報の配信体制を強化いたします。

最後に、中心市街地の活性化についてですが、先にも触れましたが市内における組織体制を見直し、商工業への支援体制を強化してまいります。その中でも大きく3つ、旧パレットスクエア跡地への複合施設の設置、新町中央商店街を含む中心商店街の賑わいづくり、北町エリアの公共施設の解体や跡地の再利用について、若手経営者との意見交換会を継続するとともに、市内での検討委員会を経ながら市民の皆さま方と一緒に夢のある、活気あふれる街づくりを推進してまいります。

以上、令和8年度予算に盛り込んだ主な施策などの概要を申し上げます。

これらの施策を限られた財源と人員のなかで着実に実行していくためには、健全な財政運営を堅持しつつ、時代の変化に即した展開が不可欠であります。令和8年度よりスタートする「第7次総合振興計画後期基本計画」の推進にあたり、これまで以上に行財政改革を加速させ、新たな行政需要にも柔軟に対応してまいります。

私が目指す「みんなが安心して楽しく暮らせるまちづくり」、「若者が住み続けられる未来に向けてのまちづくり」、「誰もが魅力を感じるまちづくり」の3つの柱を着実に進めることが、本市の将来像である「このまちで ともに生きる しあわせな時を刻むまち」の実現へとつながる唯一の道であると確信しております。

先人が守り抜き、築き上げてきたこの豊かな財産をさらに輝かせて次世代へと引き継いでいく。この重責を果たすべく、私は引き続き誠心誠意、全身全霊を捧げて市政運営に邁進してまいります。

結びに、議員各位、ならびに市民の皆さまにおかれましては、さらなるご理解と格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。令和8年度の施政方針といたします。ありがとうございました。

続きまして、本定例会に提案しました予算議案の概要について、ご説明申し上げます。

「令和7年度尾花沢市一般会計補正予算（第12号）について」ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億7,334万4,000円を追加し、予算の総額を196億8,773万9,000円とするものです。

歳出の主なものは、各事業の確定及び決算見込みによる予算の調整のほか、減債基金積立金、障害福祉サービス費、子ども・子育て支援給付事業、中央診療所特別会計繰出金、担い手確保経営強化支援事業、除排雪委託料、市道補修工事、公債費（繰上償還元金）などを追加するものであります。

歳入については、特別交付税、障害者自立支援費負担金、子どものための教育・保育給付交付金、担い手確保・経営強化支援事業費補助金、子どものための教育・保育給付費負担金、財政調整基金繰入金、減債基金繰入金、新町中央付近火災ガレキ撤去費用一部負担金、新町中央付近火災有価物収入、流域下水道維持管理負担金精算金、などを追加するほか、市債の追加及び変更、並びに事業の決算見込みによる調整により予算を調製するものです。

第2表、繰越明許費補正については、情報機器更新

事業のほか、9事業について、年度内の完了が困難であること、また、年度内に予算化し、継続して事業を実施するため、繰越明許費の設定をお願いするものです。

第3表、債務負担行為補正については、庁舎機械設備保守点検業務委託のほか、4件について、円滑な事業発注のため、追加をお願いするものであり、学校林製材等業務委託については、期間及び限度額の変更をお願いするものです。

第4表、地方債補正については、農業水路等長寿命化・防災減災事業負担金（補正予算債）のほか、2件について、追加をお願いするものであり、全国瞬時警報システム新型受信機整備事業から、市総合運動公園整備事業までの17件については、決算見込み等に合わせ、限度額の変更をお願いするものです。

また、保育施設整備事業については、廃止をお願いするものです。

議第4号「令和7年度尾花沢市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」についてですが、事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ5,880万3,000円を追加し、予算の総額を19億7,000万1,000円とし、中央診療所施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ3,380万5,000円を減額し、予算の総額を3億9,063万6,000円とするものです。

事業勘定の歳出については、国民健康保険基金積立金などを追加し、歳入については、国民健康保険税、繰越金などにより予算を調整するものです。

中央診療所施設勘定の歳出については、人件費、医薬材料費などを減額し、歳入については、診療収入などを減額し、一般会計繰入金により予算を調整するものです。

第2表、地方債補正については、中央診療所備品購入事業について、決算見込みに合わせ、限度額の変更をお願いするものです。

議第5号「令和7年度尾花沢市介護保険特別会計補正予算（第3号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ6,649万5,000円を追加し、予算の総額を20億5,889万8,000円とするものです。

歳出については、介護保険給付基金積立金を追加し、歳入については、介護保険料、調整交付金、繰越金などを追加し、予算を調整するものです。

議第6号「令和7年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ454万5,000円を減額し、予算の総額を3億321万1,000円とするもので

す。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金の保険基盤安定繰入金分を減額し、歳入については、保険基盤安定繰入金を減額するなどして予算を調整するものです。

議第7号「令和7年度尾花沢市簡易水道事業会計補正予算（第3号）」についてですが、既決の収益的収入及び支出の予定額の総額に、それぞれ965万2,000円を追加し、予定額の総額を2億5,705万5,000円とし、既決の資本的収入及び支出の予定額の総額から、それぞれ700万円を減額し、予定額の総額を1億6,638万1,000円とするものです。

収益的支出については、簡易水道事業費用の減価償却費を追加し、収益的収入については、簡易水道事業収益の長期前受金戻入を追加するものです。

資本的支出については、簡易水道事業資本的支出の施設整備費を減額し、資本的収入については、簡易水道事業資本的収入の企業債を減額し、他会計補助金により予算を調整するものです。

議第8号「令和7年度尾花沢市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）」についてですが、既決の収益的収入及び支出の予定額の総額に、それぞれ501万6,000円を追加し、予定額の総額を7,549万4,000円とするものです。

収益的支出については、下水道事業費用の減価償却費を追加し、収益的収入については、下水道事業収益の長期前受金戻入を追加するものです。

次に、令和8年度予算案について各会計別に申し上げます。

議第9号「令和8年度尾花沢市一般会計予算」についてですが、歳入歳出予算の総額を185億5,900万円とするものであります。

次に、性質別に申し上げます。

歳入につきましては、国の財政計画や国の予算の動向等を参考に見積もったところです。

まず、1款・市税につきましては、県内の経済動向などを参考として見込み、3.9%の増としたところです。

2款・地方譲与税から、9款・環境性能割交付金までは、国の財政計画や県の予算動向、令和7年度の決算見込み等を参考として計上し、10款・地方交付税につきましては、1.3%の減と見込んだところです。

14款・国庫支出金につきましては、令和7年度に引き続き、統合小学校建設事業に着手することなどから、39.6%の増としたところです。

17款・寄附金につきましては、ふるさと尾花沢応援寄附金について、令和7年度の決算見込み等を参考として、9.7%の増と見込んだところです。

18款・繰入金につきましては、主に財政調整基金、減債基金、公共施設整備等基金、ふるさと尾花沢応援基金から繰入れを行い、繰入金全体としては、5.6%の増としたところです。

21款・市債につきましては、過疎対策事業債など、交付税措置のある地方債を積極的に活用したところがあります。市債全体としては、引き続き統合小学校建設事業に着手することなどから、41.0%の増としたところです。

次に、歳出について申し上げます。

人件費につきましては、県人事委員会勧告に準ずる給料表の改定に伴い、4.1%の増となるものです。

扶助費につきましては、子ども子育て支援給付事業における公定価格の改定などに伴い、3.5%の増となるものです。

公債費につきましては、後年度の負担軽減を考え、令和7年度発行の過疎対策事業債などについて、元金償還の据置期間を無しとしたことなどから、4.3%の増となるものです。

物件費につきましては、ふるさと納税の増に伴う物件費の増などにより、3.3%の増となるものです。

補助費等（一部事務組合）については、環境衛生事業組合の、ごみ処理施設整備事業に伴う負担金の増により、19.8%の増となるものです。

補助費等（その他）については、ふるさと納税寄附者への返礼品の増、物価高騰対策となる水道基本料金免除に伴う上水道、簡易水道事業会計への負担金などにより、8.2%の増となるものです。

繰出金については、中央診療所施設勘定、介護保険特別会計への繰出金の増、後期高齢者医療広域連合市町村負担金の増に伴い、5.4%の増となるものです。

投資、出資、貸付金については、産業立地促進資金の貸付けに伴い、451.6%の増となるものです。

積立金については、ふるさと尾花沢応援基金積立金の増により、9.5%の増となるものです。

投資的経費については、実施計画に基づき予算配分したところであり、令和7年度に引き続き、統合小学校建設事業に着手することなどから、31.6%の増となるものです。

次に、第2表、債務負担行為ですが、公共施設LED照明賃貸借のほか5件について債務負担の設定をお願いするものです。

第3表、地方債ですが、投資的経費のほか、過疎対策に係るソフト事業及び災害復旧事業に充てるため、総額35億1,000万円の地方債について、限度額の設定をお願いするものです。

次に、議第10号「令和8年度尾花沢市国民健康保険特別会計予算」について申し上げます。

まず、事業勘定についてですが、予算の総額を、18億4,738万2,000円とするものであり、前年度と比較して1.3%の減となったところです。

中央診療所施設勘定については、予算の総額を、3億8,587万9,000円とするものであり、前年度と比較して3.7%の減となったところです。

また、第2表、地方債については、医師確保事業について、限度額の設定をお願いするものです。

議第11号「令和8年度尾花沢市介護保険特別会計予算」についてですが、予算の総額を19億5,816万2,000円とするものであり、前年度と比較して0.9%の増となったところです。

議第12号「令和8年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計予算」についてですが、予算の総額を3億437万5,000円とするものであり、前年度と比較して14.0%の増となったところです。

議第13号「令和8年度尾花沢市簡易水道事業会計予算」についてですが、簡易水道業務の予定量については、近年の水需要と給水人口の動向等を踏まえ計上しております。

第3条の収益的収支についてですが、事業収益、事業費用ともに2億4,695万3,000円を計上しております。

第4条の資本的収支につきましては、資本的収入、資本的支出ともに1億8,006万円を計上しております。

第5条の企業債等についてですが、簡易水道事業のほか1件について限度額の設定をお願いするものです。

議第14号「令和8年度尾花沢市農業集落排水事業会計予算」についてですが、農業集落排水業務の予定量については、近年の汚水量と人口の動向等を踏まえ計上しております。

第3条の収益的収支についてですが、事業収益、事業費用ともに7,630万8,000円を計上しております。

第4条の資本的収支につきましては、資本的収入、資本的支出ともに5,178万7,000円を計上しております。

第5条の企業債等ですが、農業集落排水事業のほか1件について限度額の設定をお願いするものです。

以上が、令和8年度予算関係議案の概要となります。次に一般議案の概要についてご説明申し上げます。

議第15号「尾花沢市職員の勤務時間、休暇等に関する

る条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、職員の休暇制度の拡充を図るため、提案するものです。

議第16号「尾花沢市特別職に属する者等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、特別職の職員に対して支給する旅費、費用弁償及び実費弁償の制度を整備するため、提案するものです。

議第17号「尾花沢市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、危険な場所において作業に従事する職員に対し手当を支給するため、提案するものです。

議第18号「尾花沢市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、都市公園内における事故を防止し、利用者の安全を確保するため、提案するものです。

議第19号「尾花沢市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、国の火災予防条例（例）の改正に伴い、条例の整備を図るため、提案するものです。

議第20号「尾花沢市ふるさと暮らし応援条例の設定について」ですが、本市への定住と移住を促進するため、提案するものです。

議第21号「尾花沢市一般職の職員の旅費に関する条例の設定について」ですが、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、一般職の職員に支給する旅費に関する規定の整備を図るため、提案するものです。

議第22号「尾花沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営等の基準に関する条例の設定について」ですが、乳児等通園支援事業の実施にあたり、設備及び運営等の基準を定めるため、提案するものです。

議第23号「尾花沢市過疎地域持続的発展計画について」ですが、尾花沢市過疎地域持続的発展計画を変更するため、提案するものです。

以上が、本定例会に提案致しました議案の概要であります。審議の過程において、必要に応じて関係課長から説明いたさせますので、慎重なる御審議の上、原案のとおり御可決くださいますようお願い申し上げます。説明を終わります。

◎議長（菅野修一議員）

続いて議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第25、議第3号「令和7年度尾花沢市一般会計補正予算（第12号）」から、日程第30、議第8号「令和7年度尾花沢市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）」までの6案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、

委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、6案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第25、議第3号「令和7年度尾花沢市一般会計補正予算（第12号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。伊藤議員。

◎2番（伊藤浩議員）

私からですね、補正予算書32ページ33ページ、歳出のほうでございますが、6款1項3目、農業振興費、中山間地域等直接支払交付金事業、並びに6款1項5目、農地費の多面的機能支払交付金の2つの事業についてお伺いしたいと思います。

まず、中山間直接支払事業、こちらの歳出のほうで528万円の減というふうになっておりますが、この減額理由についてお伺いしたいと思います。

◎議長（菅野修一議員）

農林課長。

◎農林課長（五十嵐満徳君）

お答えいたします。中山間地域等直接支払交付金につきましては、令和7年度から第6期対策がスタートいたしました。当初予算におきまして30団体の組織を予定しておりましたが、組織の統合、そして廃止などを含めまして、最終的には24団体の取り組みという7年度の活動組織となっております。

最終的には決算の見込み額に合わせまして、この度528万円を減額させていただいたものです。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

伊藤議員。

◎2番（伊藤浩議員）

取り組み団体の減少ということでございますが、私昨年一般質問で触れさせていただきました、やはり今取り組んでいます中山間直接支払い、あるいはその多面的機能、これも尾花沢のいわゆる水田農業、特にここからはもう本当に必要不可欠な事業になっているかと思っております。そして、この事業がですね、逆に農地の保全、いわゆる公金を受け取る段階で、ある程度維持管理しなければいけない部分があるというふうなことで、いわゆる、荒廃農地の防止にも当たっているというふうな点、私は非常に評価しているものでございます。そのような意味から、やはりこの団体の育成というふうなことも非常に大きな課題かなというふう

思いますので、来年度以降もそういうふうな団体の減少というふうな状況に陥れられない、陥らないような政策で進めていただきたいと思います。

2点目でございますけども、多面的機能支払交付金、こちら4,400万円の減額と。これこの前の説明の中で、いわゆる設備の長寿命化分の、国あるいは県からの交付金の交付率が37.4%減少したというふうなことでございますけど、このことによって尾花沢の活動している団体、何か事業への悪影響というものは出てこないかどうか、その辺どう把握しておられますか、お伺いしたいと思います。

◎議長(菅野修一議員)

農林課長。

◎農林課長(五十嵐満徳君)

お答えいたします。特に近年の交付金の削減によりまして、特に小規模な組織に対しましては、やっぱり事業が制限されてしまうというような影響なども出ていないのかなというふうに認識しておりますので、引き続き国や県のほうに重要事業要望などを通じまして、予算の十分な確保に向けて要望してまいりたいなというふうに考えております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

伊藤議員。

◎2番(伊藤浩議員)

今ございましたように、この事業はいわゆる施設の長寿命化というような部分で、ずっと減額続いております。やはり施設の維持というふうな面につきましても非常に重要な部分かと思っております。あるいは土地改良区等の本来なすべきことを、この事業でも適用できるという、大変強みのある事業だというふうに私は思っておりますので、今後この交付率を引き上げできるように、今後とも要望活動をお願いいたしまして、私の質疑を終わります。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

他にございませんか。菅藤議員。

◎7番(菅藤昌己議員)

私のほうから補正予算書の20ページ、財産収入ですけども、17-2-2ですけども、545万5,000円ほど公有車の売払い収入となっているようでございます。これは不要となった公有車等を払い下げ等なされたと思うんですけども、この払い下げのやり方とこの台数、内容についてお伺いしたいんですけども、お願いします。

◎議長(菅野修一議員)

財政課長。

◎財政課長(菅野智也君)

お答えいたします。この度の公有車の売り払いでございますが、全部で6台というふうになっております。売り払いの手法につきましては、入札と見積合わせというふうな形でしております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎7番(菅藤昌己議員)

6台というのは了解しました。かなり値段的にいいのかなど。普通の私が乗っている車だと、廃車なんかするとかなり額的なものが少ないのが多いんですけども、多分重機類も入っているのかなと思っているところでございました。

次ですけども、林業総務費の6-2-1-18、不要果樹伐採事業補助金ですけども、これは約30万円ほどしているかと思うんです。これは多分、柿のかなというふうに推定するんですけども、名前的には不要果樹ということで、柿の木を伐採するんですけども、皆がみな不要伐採ではなくて熊対策のためということで、重要な果樹のかなというふうに推測するんですけども、名称的なものが最初、不要果樹ということで何なのかなと思ったところなんです。この名称等について、この件数なんかを教えていただければありがたいです。

◎議長(菅野修一議員)

農林課長。

◎農林課長(五十嵐満徳君)

お答えいたします。議員仰せのとおり、この事業につきましては、柿の木の伐採に対する助成でございます。交付要綱を策定するにあたりまして、市の要綱上では不要果樹伐採事業費補助金として名称を定めさせていただきました。柿の木の伐採の事業につきましては、緊急的な事業の取り組みということで、11月から事業を実施させていただきました。予算が確保できないままの事業スタートということで、既決予算、そして予備費をいただきながら事業をスタートさせていただきましたけれども、概ね事業費が見えてまいりましたので、この度補正予算という形を取らせていただきました。

事業の見込み件数といたしまして、136件、254本の柿の木の伐採を予定しておりますので、この度230万円を補正させていただいたという状況でございます。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎7番(菅藤昌己議員)

了解しました。136件、254本の柿の木を伐採したと

いうところで、かなり短い期間の中でよくやったなどという感想を申し上げたいと思います。

もう1点ですが、38ページの10-2-3-12ですけれども、学校林の製材ということで、3,765万3,000円を減額してございます。これ細野の学校林のために伐採の事業費のことかなというふうに思うんですけども、これだけその事業費が減額したわけですけども、内容等についてお伺いしたいです。

◎議長(菅野修一議員)

統合小学校建設課長。

◎統合小学校建設課長(小埜和広君)

お答えをいたします。10款2項3目、学校建設費のうち12節委託料の学校林製材等業務委託、3,765万3,000円の減額についてであります。こちらにつきましては、昨年6月に細野地区の学校林を伐採したものを製材するというので、6,213万4,912円、約6,200万円で委託契約を行ったところでございます。こちらにつきましては、債務負担行為を設定させていただき、令和7から8年度の事業として契約をさせていただいているところであります。この2カ年のうち、今年度において一部完了払いを行う契約とさせていただいているところであります。今年度の見通しを決算見込み1,900万円ほどを見込んでおりまして、その分が決算見込みとして確定しつつありますので、残余につきましては減額をさせていただくものでございます。

なお、その残余につきましては、令和8年度当初予算に改めて計上してございますので、よろしくお伺いしたいと思います。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

他にございませんか。青野議員。

◎1番(青野隆一議員)

私のほうから何点かご質問をさせていただきます。最初に補正予算の1ページ目にあるんですが、歳入歳出予算総額は過去最大の198億6,772万9,000円という数字が出されました。当初予算は167億5,700万円と比べますと、31億4,000万円増加をしていることとなります。学校建設ということもあろうかと思いますが、この当初予算に比べて決算見込みという数字とはなると思うんですが、この大幅な増加についてのご説明をお願いしたいと思います。

2点目は9ページの第3表、債務負担行為補正。今、菅藤議員からもご質疑ありましたけれども、いわゆる学校林製材等業務委託、これについては期間が1年間延長され、金額も1,000万円以上増額をされました。この理由とですね、今の進捗状況、いわゆる令和

9年までの、その事業の完了までの進め方についてもお伺いしたいと思います。

あと36ページから37ページ、10款2項1目12節、スクールバス運行業務委託料352万1,000円の減額、同じく10款3項1目14節、工事請負費の476万8,000円の増額、そして10款3項3目17節、備品購入費の749万7,000円の減額、これについてもご説明をお願いいたします。

◎議長(菅野修一議員)

財政課長。

◎財政課長(菅野智也君)

それでは、私からの予算の規模についてお答えいたします。当初予算と比較してだいぶ多くなっているというご指摘でございますが、当初予算につきましては、例えばですけども、除排雪経費、こちらについての建設課の分としては3億5,000万円の委託料でございますが、今年度、度重なる補正予算によりまして、3月補正で9億5,000万円まで増加しております。

また、歳入で申し上げますと、普通交付税を留保している部分もございまして、特別交付税の部分もございまして、重ねて繰越金につきましても、当初予算のほうでは1億円というようなことで計上しております。実際の形式収支との差額の部分も加わりますので、主だったところで言いますと、そういったところでございます。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

統合小学校建設課長。

◎統合小学校建設課長(小埜和広君)

補正予算書9ページ、第3表債務負担行為補正にあります。学校林製材等業務委託の補正につきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

債務負担行為補正の変更の理由についてでございますが、小学校新設工事の工期につきまして、昨年夏の入札1回目の不調に伴い、第2回の入札を行ったわけですが、この当初見込みの工期に対し延期されたことに伴いまして、並行して実施するはずでございましたが、製材業務の現場への支給時期が令和9年度になるということで、この間の供給資材の倉庫保管及びその期間と、その保管料の増ということで、限度額を設定させていただくものでございます。

本来ですと、先ほど申し上げたとおり、令和7年度から8年度までということで、8年の12月頃までには製材を終えて現場に納品するという手はずでございましたが、これが令和9年度になったということで、期間の延長も伴うものでございます。

ご質問にありました現在の状況についてでありますけれども、現在、市内の製材事業者による特定共同企業体に業務をお願いしておりますが、この持ち込みました丸太製材を、現在もお鋭意製材をしていただいているところでございます。1月までの市内の製材における進捗状況は、約58.9%程度、6割弱というような状況でございます。

今後の進め方でありまして、市内製材事業所に1次製材が終わった後、乾燥施設に送り乾燥させ、2次製材などと業務が進んでいくこととなります。現場への納品につきましては、新設工事のJVとの打ち合わせを鋭意重ねているところでございますので、適宜事業を進めていきたいと考えているところでございます。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

こども教育課長。

◎こども教育課長(岸栄樹君)

私のほうから、36、37ページにあります10款2項1目12節、委託料、スクールバス運行委託料の352万1,000円の増額について、まずご説明を申し上げます。

こちらについては、当初予定しているよりスクールバスの運行便が増えたことに伴う増額でございます。昨年度来、クマ対策、あと冬になりまして徒歩通学者の安全な通学が確保できないことによる、スクールバスの臨時便運行をかなり頻繁に行いましたので、その分で今回補正をお願いしたところでございます。

続きまして、10款3項1目14節の工事請負費についてでございます。こちら476万8,000円の増額でありますけれども、内容につきましては、尾花沢小学校の更新時期を迎えた消防設備の更新工事に充てるものでございます。こちらにつきましては、関連して8ページに繰越明許費として500万円計上させていただいておりました、繰越事業とさせていただくために補正をお願いしたところでございます。

続きまして、同じく17節の備品購入費の749万7,000円の減額でありますけれども、今年度、児童生徒向け、あと教職員にもタブレットの更新時期が参ったところでありますけれども、この金額についてはその受け差になってございます。以上でございます。

◎議長(菅野修一議員)

青野議員。

◎1番(青野隆一議員)

私の発言でスクールバス運行業務委託料減額と申し上げましたが、増額ということで訂正をさせていただきたいと思っております。予算規模から30億円以上が増額を

されているということでございますけれども、先ほど財政課長からも説明ありましたように、まあ相当の理由があったということでございます。

今ですね、村山とか上山市さんの予算規模等を見ますと、尾花沢の予算規模が、むしろ大きくなってきているという傾向がございます。標準財政規模という1つの指数でございますけれども、尾花沢の場合は大体68億円程度の規模でございますけれども、この数字については、やはりあの歳入歳出ともにですね、今後とも、ゴミ焼却施設の増大とかになりますと相当の予算額が膨らむということが想定をされるんですけども、そうした中において、やはり市の財政計画もあるんですが、やっぱり尾花沢市の財政のあり方についても、歳入歳出については十分な検討が必要かなと思いますけれども、その辺についても、もしお考えがあればお願いしたいと思います。

あと債務負担行為の補正ということでありましたけれども、概ね60%ぐらい工事も完了して、委託の中身については完了しているということなんですけども、これからですね、やっぱり乾燥も含めて納入ということで1年工期が遅れましたので、それに合わせてということだと思っておりますが、そのJVの施工業者との工事の関連性から申し上げますと、納期とかも含めて、それに合わせるということになるんですが、その乾燥という部分がこれから入ってくると思うんですけど、それについては材料の納入と、いわゆる乾燥というそういった材質については、必ずある程度そういう品質が保たれなければならないということだと思っておりますが、その乾燥等についても十分間に合うのかどうかお伺いしたいと思います。

スクールバスについては増額ということで、今回クマ対策も含めて非常に子ども達の安全性にしっかりと配慮をされたということで、これには工事請負契約というこの辺についても了解をいたしました。

◎議長(菅野修一議員)

財政課長。

◎財政課長(菅野智也君)

それでは標準財政規模と予算の関係でございますが、標準財政規模につきましては、経常的一般財源を全国一律の算出方式で算定したのとなっております、先ほど、青野議員からもおっしゃった通りですね、68億円というようなお言葉でしたけども、ここ数年の標準財政規模を平均しますと、大体66億円強というようなことでございます。この標準財政規模につきましては、普通交付税と臨時財政対策債の発行可能額、それ

に標準税収入額と言われるものを加えまして算定いたします。これと標準財政規模と予算規模の関係でございますが、これは一概に比例するというのは申し上げられません。組み合わせとしましては、標準財政規模が増える、横ばい、減るという3つの選択肢あるわけですけれども、予算規模も同じく3通りありますので、組み合わせ的には9通りございます。なぜ申し上げられないかと申しますと、標準財政規模が経常的一般財源になりますので、その他に予算を編成するには特定財源が伴ってまいります。投資的事業が多くなれば、どうしても特定財源、地方債であったり、国庫出資金、県出資金などが加わってまいりますので、予算規模も多くなってきます。現在、大規模事業の方に取り組んでおりますので、予算規模が青野議員ご指摘の通り大幅に増えておりまして、過去最大を数年連続で更新しております。ただ大規模事業が落ち着きますと、ある程度標準財政規模に反映したような予算規模になってくるものと考えております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

統合小学校建設課長。

◎統合小学校建設課長(小埜和広君)

製材加工業務に関するスケジュール等についての質問にお答えをいたします。今後、先ほど申し上げた6割弱の進捗率と申しますのは、全体の進捗率ではなく市内の製材業者さんにおいて行う1次製材における進捗率でございます。全体に関してはまだ1割ちょっとのようなスケジュールとなっております。

一次製材の進捗状況につきましては、当初の想定より遅いと印象を受けている状況でございます。理由としましては、やはりこの豪雪がちょっと影響しまして、場内、施設内の除雪や丸太の除雪などに不測の時間を要しているように感じているところでございます。スケジュール的には当然そのため厳しくなっているものでございますけれども、ただし、先ほどの債務負担行為の期間を延長させていただいておりますので、全体スケジュール的にはむしろ余裕が出てきてしまっているという状況です。ただその余裕は先ほどの最終的な保管倉庫への保管期間につながってまいりますので、正直申し上げますと、この保管期間はむしろ短いほうが経費が少なくて済みますので、全体的な工程管理を適切に行っていくことが必要なのかなと思っております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

他にございませんか。土屋議員。

◎4番(土屋範晃議員)

補正予算書の36ページ、10款3項2目についてであります。補正額につきましては、3,843万2,000円の減額となっておりますが、その補正の財源内訳を見ますと、国庫支出金が6,152万7,000円の減額、地方債が980万円の減額となっております。おそらくこの内訳としましては、国庫補助金の部分につきましては、学校建設の学校施設環境改善交付金歳入の15款2目のところのものと、地方債につきましては、学校建設にかかる地方債だと思っておりますが、こうした財源構成になった理由について教えていただきたいと思っております。

◎議長(菅野修一議員)

統合小学校建設課長。

◎統合小学校建設課長(小埜和広君)

お答えをいたします。今回の補正の財源構成についてでございますが、国庫支出金につきましては、議員ご質問のとおり、負担金及び交付金について減額となるものでございます。事業費に対し、既定の割合で補助をいただきますので、事業期間を通じては、概ね変わるところはございませんけれども、今年度分として受けられる国庫支出金に変動がございましたので、国庫支出金につきましては6,152万7,000円の減、また関連して地方債についても減となるものでございます。これにつきましては、総額で一般財源において調整をさせていただいているものでございます。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

土屋議員。

◎4番(土屋範晃議員)

承知しました。全体では概ね予定通り見込まれている部分が、変わらず受け取れる見込みだということですのでよろしいでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

統合小学校建設課長。

◎統合小学校建設課長(小埜和広君)

仰せの通りでございます。

◎議長(菅野修一議員)

ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ないようでございますので、次に移りたいと思えます。

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。

よって、議第3号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第26、議第4号「令和7年度尾花沢市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。青野議員。

◎1番(青野隆一議員)

58、59ページの1款、診療収入が6,048万9,000円減額をされ、1億3,281万3,000円ということになりました。令和4年度と比較しますと、6,000万円近い減収というふうになっております。

逆にですね、4款1項1目1節、一般会計繰入金が450万円を増額されまして、2億612万3,000円というふうなことでございました。同じく令和4年と比較しますと、7,000万円の増額というふうになっております。いわゆるこの診療報酬が、診療収入が年々減収をして、その分一般会計繰入金が増額をしていると。この傾向につきましてですね、どのように分析をされ、今後の対応についてどのように考えておられるか、お伺いいたします。

◎議長(菅野修一議員)

中央診療所事務長。

◎中央診療所事務長(齊藤孝行君)

お答えいたします。今、3月補正の部分で診療収入の部分と、あとは一般会計からの繰入金でございます。まず今年度実績見込みの部分でありまして、まず診療収入の減の理由につきましては、まずは実績見込みに合わせた減となっております。こちらの部分については患者数の減少であります。理由につきましては、5月1日から常勤医師の事情によりまして、入院のほうを休止しているような状況であります。それ以降入院の患者はいない状況であります。

また、外来の収入につきましても、診療の体制としまして、常勤医師が7月下旬から不在となったところでもあります。それをその状況を踏まえて、外来の診察の体制のほうも縮小せざるを得ない状況であったところでもあります。

そのような状況を踏まえていきますと、入院患者数が昨年度と比較しますと、外来の部分でありますけれども、見込みで3割ほど減少してございます。そのような状況から、診療収入のほうを減にせざるを得ない状況でございました。それと併せまして、やはり一般会

計からの繰入のほうを、今回その実績に合わせて4,500万円ほどさせていただきました。

青野議員仰せの通り、年々一般会計の繰入の部分が増えてきているというような状況もあります。当然、診療所としましても経営基盤の強化というような部分も当然必要でありますので、まずは2月から常勤医師1名が配置になりました。市民の皆様の方の安心安全な診療を行うために、まずは診療体制の整備というところで心がけながら、また経営基盤の強化という部分も含めながら、今後対応していきたいというふうに思っております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

青野議員。

◎1番(青野隆一議員)

今答弁ございましたように、本間先生が休診されたということも大きな影響かなというふうに思っております。令和6年7月から渡部先生が小児科診療を始められましたし、そして2月1日から吉岡先生が赴任をされたということで、特に私、吉岡先生とも初日にちよっとうちの家族の診療ということでお会いをさせていただきましたけれども、非常に話につきましても穏やかな方で、非常に患者さんの信頼も厚いかなという印象を受けました。

いわゆるこの小児科の先生、あるいは吉岡先生が赴任をされたということの一つの良い方向として、今後ですね、やっぱり今までのような診療よりも、やっぱり市民に必要な診療を拡大をしていく、そういった必要があるかなと。特に入院につきましても1年近くされてないんですが、そういったいわゆる市民のニーズに応えるような形で、いわゆる外来入院ともに、来年度といいますか、これからですね、ぜひやっぱりそういう視点で収入をアップしていくような方策が必要だと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

中央診療所事務長。

◎中央診療所事務長(齊藤孝行君)

お答えいたします。青野議員が仰られましたように、診療所の今後の方針といいますか、体制の部分については、2月から吉岡先生がいらっしゃっております。で、一部入院についても短期入院というようなことで、内視鏡の検査の部分で始めたところもございますので、しっかり今後整備といいますか、体制のほうを整えていながら、市民ニーズに合った診療所のあり方を検討していきたいというふうに考えております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

他にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第4号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第27、議第5号「令和7年度尾花沢市介護保険特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第5号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第28、議第6号「令和7年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第6号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第6号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第29、議第7号「令和7年度尾花沢市簡易水道事業会計補正予算(第3号)」を議題といたしま

す。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。青野議員。

◎1番(青野隆一議員)

予算書の82、83ページでございますが、歳入としては企業債で1,300万円の減額、そして一般会計補助金、一般会計の繰入だと思っておりますけれども、600万円の増、そして施設整備費については700万円の減額という提案でございます。この3つの関連性についてですね、時系列も含めて説明をお願いしたいと思います。

あともう1点は、これも一般会計からの繰入金について、77ページでございますが、増額ということでございます。これもですね、やっぱり一般会計からの繰入金、年々増加傾向を示しているということについての理由もあれば説明をお願いいたします。

◎議長(菅野修一議員)

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長(間宮明君)

お答えいたします。まず1つ目のご質問でございます。令和7年度、こちらほうの決算見込みに合わせた補正によりまして、支出の施設整備費が700万円の減額となった次第でございます。これに合わせまして、財源となる収入も減額補正となり、通常は企業債が700万円の減額となるわけでございますが、それが1,300万円の減額となったのは、当初予算で組んでいた企業債の対象内事業と見込んでおりました工事が、対象外事業となったためでございます。具体的には、排水管敷設替工事は対象内の事業でございます。給水管敷設替工事につきましては対象外事業でございます。当初予算では排水管敷設替工事で組んでおりましたが、工事の進捗に伴いまして、当初想定より給水管敷設替工事に多く比重が加わったためでございます。よって、財源の振り替えとして企業債が減額となった分、他会計補助金を600万円増額として収支を合わせたことによるものでございます。

2つ目のご質問の、一般会計からの繰入が増額している主だった理由という形のご質問でございますけれども、やはり本市人口減少に伴う、まずサービス需要の減少、さらに使用量収入の減少が続いてございます。また、施設の老朽化に伴う更新、そして修繕費の増加が懸念されまして、一般会計の繰入金への依存傾向は今後も続くものと考えております。さらに、資材費、物価高騰などからも増高していくということで、一般会計繰入は増加していくものと予想しているところでございます。

まずは経営の健全化に向けまして、今後も経費の削減に努めると共に、適正な料金収入のあり方を検討していく必要があるのかと捉えているところでございます。

一方では、一般会計繰入金、これに関係なく、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合が経営管理しております上水道使用料と、一律同料金体系を簡易水道が組んでおりますので、これらも併せて今後検討していきたいと考えております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

青野議員。

◎1番(青野隆一議員)

老朽管工事の中でも、その起債の効く工事と効かない工事があるんだというようなことで、やはり今回の一般会計からの繰出金が600万円増えたという説明でございました。やはりですね、簡易水道というのは集落が点在をしております、排水管の延長、管路延長が長いということもありまして、建設改良費および維持管理が非常に割高だというふうに、今説明がございました。やっぱり上水道と簡易水道、これはそれぞれ今、環境衛生事業組合と市が直接管理をしているということでございますけれども、料金的に考えますと、上水道と簡易水道がその経費によって差がつくというのは、同じ市民が水を利用するに当たって、これはあってはならないことだと思います。そうした意味で、今は簡易水道と上水道を合わせて、いわゆる統合上水道という、国のほうからもそういった方向性を示ささいというふうな方向が示されてきております。

あともう1点ですね。今回、山形新聞にも掲載をされたんですが、宮城県、福島県、山形県、人工衛星を活用してコスト削減をするという、いわば漏水状況を、人工衛星でこれを的確に把握をしてコストを削減する、2分の1ほどにコストを削減をされるというふうな、山形の報道がございました。県内でも何事業所か自治体が手を挙げて、これに参加をするといった意識表示をされているような、天童市と白鷹町ですね。そういったことも、やっぱり経費を削減をするというふうな意味でも、大変有効なものかなというふうに思われます。そういう、いわばコストを削減する、あるいは統合上水道という方向性、こういったことも今後ですね、やっぱり避けては通れない1つの方向性かなというふうに思ったんですが、市長いかがでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

市長。

◎市長(結城裕君)

統合簡易、現在の状況をですね、上水道と簡易水道のほうに分かれているというようなことで、これはこれで今、それぞれのメリット、デメリットが私はあるんだろうと思います。必ずしも統合することで、今度統合することでの費用が、今、青野議員が仰ったような、いわゆる経費削減だけですべてが賄えるのであれば、もちろんそれがいいんでしょうけども。一方で、簡易水道がそれぞれの地域ごとにやっぱり管理されていることでのメリット、まあ今それをご説明するあれではないんでしょうけども、やっぱりメリット、デメリットがそれぞれあって。

ただやはりですね、1番のネックになるのは、やはり様々な修繕等にかかる費用、これがやっぱり従来よりも高くなってきている。それを賄うための水道料金として考えた時に、果たして水道料金が適正なんだろうかということ、これは必ず考えていかなければいけない。

したがって、環境衛生のほう、上水のほうは今、それを数年かけて検討していこうという計画をしておりますので、併せて簡易水道のほうもそういうことを、やはり考えていかなければいけない時期にはきているんだろうと思います。したがって、両方を合わせてですね、今後検討していきたいというふうに思っています。必ずしも統合、全部が全部統合になるということではなくて、まずはやはり今、かけている負担をいかに軽減していくか。それにはやはり、すぐ可能性のあることとしては、料金が少し高めにいただくということがやっぱり必要なのではないかなというふうには思います。

◎議長(菅野修一議員)

青野議員。

◎1番(青野隆一議員)

先ほど申し上げた中央診療所の関連もそうなんですけども、特別会計に対する一般会計からの繰出というのは、特別会計という目的がある、それぞれ全市民が対象ではないという特別会計を持っているわけですから、やっぱりそれに一般会計がどんどんどんどん増えていくことになると、やはり本来、市の歳入でやるべき事業が圧迫をされてくると、そうなってはならないというふうな意味で、やはりある程度、その会計からの繰出を抑えていく、そういった方策というのが私は必要だろうなというようなことで言いました。人口減少が続けば続くほど、上水道も簡易水道もやっぱり利用者が少なくなるということによって、最悪の場

合その料金の引き上げと、こういう手段をせざるを得ないというような選択もあろうかと思えますけども、今、市長のほうからも上水道とも関連性も踏まえながらいろいろ検討されるということでございました。

先ほども申し上げた、いわゆる漏水の早期発見についても、そういった方向性が新たに出てきているというようなこととございますので、これも当然、環境衛生事業組合とも関連しますが、一緒にですね、そういった言わば最新型のコストを削減できるような方策だとすれば、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

◎議長(菅野修一議員)

市長。

◎市長(結城裕君)

今、お話のありましたような、いわゆる衛星を使ってというようなところが、果たして我々が使っている主の配管の経緯に果たして合うのかどうか、そこはちょっと私も分からないので、そこはまた研究させていただいて、もし利用できるのであれば、まさにそういうことが、何て言うんでしょうか、非常にいい方法だと思いますので検討してみたい。

一方で国道、国のほうでつい最近の情報ですが、いわゆる国が道路を管理して、国道ですね、その国道の下に埋設されているようなところは、まさにそういうところを中心に、国のほうがそこをきちんと点検する。例えば今、地中まで搜索、探索できるようなものはかなり進んできているようですので、国道の上部を、例えば車両で動くことで、中の状態がわかるというものが、もう最近できているようですので、そこを国のほうがやっといこうというようなことを検討しようというようなことで、動き出したという情報をもらっていますので、まさにそういうところも併せてですね、やっといければ、我々の負担が軽減される。

いずれにせよ、私も今、その上水道、簡易水道もそうなんですが、石綿管をまだまだ使っているところがあって、それをなんとか更新していく。これも非常に大きな、なんていうんでしょうか、経費のかかる部分、これについては私のほうも重要事業説明の中で、ぜひいわゆる災害対策の面ですね、例えばこの地は断層の上にあるというようなことで、大きい地震があった時には、そういうインフラの部分がいわゆる被害を受けるということから、ぜひ我々ができない石綿管の更新なんかも費用負担を国のほうでお願いできないかということで、今要望させてもらっています。

いずれにせよ、その非常に負担が年々、やはり

我々の財政を圧迫しているということは間違いありませんので、なんとかそれを軽減していけるような方法をいろいろ考えていきたいというふうに思っております。

◎議長(菅野修一議員)

他にございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第7号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第7号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第30、議第8号「令和7年度尾花沢市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)」を議題いたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第8号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議第8号は、原案のとおり決しました。

昼食時間を延長してまでのご審議、誠にありがとうございます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これにて散会いたします。大変ご苦勞様でございました。

散会 午後0時28分